

中東知的財産ニュースレター Vol. 8 (2016年9月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>DED-CCCP による侵害行為防止のためのオンライン知的財産ゲートウェイ</p> <p>ドバイ経済開発局 (DED) の商業コンプライアンスおよび消費者保護セクター (CCCP) は、商標侵害の苦情を受け付ける“知的財産ゲートウェイ”を開設しました。このゲートウェイでの苦情受け付けは、2016年9月から開始されています。</p> <p>これは、同地域で初めてのオンラインゲートウェイであり、CCCPによると、ドバイ政府の監査役の必要性を (2018年までに) 80%減少させる効果が期待されています。このゲートウェイにより、法律事務所やブランドオーナーによる視察の必要性も軽減される見込みです。</p> <p>さらにゲートウェイを利用すれば、申請者は、DED に出向いたり、書面にて要請したりすることなく、苦情への対応の詳細 (講じられた措置や押収品の詳細) を確認することができます。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>ドバイ税関による模倣品の押収</p> <p>ドバイ税関は、2016年前半に、95件の差し押さえで AED 3840万 (約11億5千万円) 以上に相当する模倣品を押収しました。</p> <p>押収した主な模倣品：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 腕時計 ・ サングラス ・ 電子機器 ・ 自動車部品 ・ 繊維製品 ・ 鞆および靴 <p>ドバイ税関の知的財産権部は、様々な手段を用い、一般市民、消費者、ブランドオーナーの模倣品に関する意識向上を図っています。例えば、模倣品のリスクについて呼びかけるポスター等の学生による創作活動に対する賞の贈呈、クルージング旅行者へ向けた模倣品の使用に伴うリスクに関するワークショップの開催、2016年8月17、18日にドバイにて開催された“車両部品および電子機器部品”ワークショップなど各産業に特化したワークショップの開催といった活動が挙げられます。</p>

	<p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> ドバイの市中では、昨年、DEDにより 6300 万点（約 300 億円相当）以上の模倣品が押収されています。これらの模倣品はほとんどが輸入品です。ドバイ税関をはじめとした各首長国の税関が、連携して水際での模倣品に対する取組みを強化していくことが重要であると考えます。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>アブダビ税関による商標の税関登録制度</p> <p>2016 年 8 月 21 日よりアブダビ税関は、商標の税関登録制度を開始しました。この制度は、既にドバイ、シャルジャ、ラス・アル・ハイマの各首長国では、商標権者の保護を目的に実施されています。</p> <p>この制度の利用には、商標権者（またはその代理人）が、登録証と商標の実例を提出する必要があります。代理人が登録申請を行う場合、商標権者が代理人による申請を承認することを明確にする委任状も一緒に提出しなければなりません。</p> <p>この制度は、UAE における商標侵害の問題への対処のさらなるステップを示しています。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> アブダビ税関に話を伺ったところ、税関登録のメリットとしては、登録された商標に関する模倣品は特に注意して検査されるとともに、模倣品が見つかった場合に商標権者への連絡がすみやかに行われる点とのことでした。日本企業からの商標の登録はもちろん歓迎とのことでした。アブダビ税関では、差止めた模倣品は、それが廃棄困難な危険物でない限り、廃棄処分しているとのことです。</p>
<p>イラク</p>	<p>第 5 類商標登録出願のための追加条件</p> <p>バグダッドの商標局は、薬剤及び他の医療用剤または獣医科用剤など第 5 類のイランでの全ての新規の出願及び係属中の出願に対し、下記追加情報の提出を要求しています。</p> <p>必要な追加情報：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品の科学的名称（いわゆる INN または国際的非商標権名称） 2. 製品の化学式 3. 製造者の商号（出願人と異なる場合） 4. イラクでの現地販売者名（該当する場合） <p>上記の情報を含まない第 5 類の出願は、方式上の理由で拒絶されます。</p>

<p>オマーン</p>	<p>オマーン商工省、200 件を超える特許出願を受理</p> <p>2016 年 1 月～7 月の期間において、オマーン商工省 (MoCI) は、224 件の特許出願を受理しました。この 1 年間で、特許保護が着実に進められています。</p> <p>特許登録には、次の 3 つの条件全てが満たされなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発明は新規であり、出願前に公開されていないものでなければならない。 ・ 発明には進歩性がなければならない。 ・ 発明は産業上利用可能なものでなければならない。
<p>リビア</p>	<p>リビア商標局の業務</p> <p>リビア商標局は業務を行っていますが、そのキャパシティは限られたものとなっています。商標出願や調査依頼の手続きが行われ、登録証も発行されていますが、情勢不安が続く中、長期間を要する模様です。</p>
<p>レバノン</p>	<p>レバノンでの出願には委任状の提出が必須</p> <p>今後、レバノン知的財産局 (IPO) は、委任状原本を伴わない出願を受理しません。委任状はレバノン総領事館で正式に公証・公認されたものでなければなりません。</p> <p>IPO は、優先権主張の申請を除き、委任状の後日提出を認めません。優先権主張の申請の場合は、3 ヶ月以内に委任状を提出する必要があります。</p>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 8 (2016年9月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلايد اند كو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。